



新発田市で暮らそう！
新潟県で働こう！

LET'S LIVE IN SHIBATA CITY!

＼新発田市にUターンを考えている学生の皆さんへ／

3 | Uターンで奨学金返還額を |
年間全額補助します!!

奨学金返還支援事業

卒業後は「地元で働きたい…」。そんな想いを抱える学生のために
「新発田市奨学金返還支援事業補助金」をご用意しました。

新潟県 新発田市 みらい創造課



新発田市奨学金返還支援事業補助金

卒業後1年以内の申請が必要です

対象要件

対象となる奨学金

- ◆日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
- ◆新潟県奨学金 ◆その他

対象大学等

- ◆新潟県外の大学等
[大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校]

対象者の要件 ※公務員は対象外

- ◆申請日において次の①～⑦のいずれにも該当する方
 - ①新発田市に住民登録がある方
 - ②大学等に在学中に奨学金の貸与を受け、令和5年度以降に返還が始まる方
 - ③初回申請時の年齢が30歳未満であって、大学等を卒業後1年以内の方
 - ④新潟県外の大学等を卒業後新発田市にUターンした方であって、5年以上定住する意思がある方
 - ⑤申請日において就労している方
 - ⑥市税及び返還すべき奨学金を滞納していない方

補助金額・補助期間

補助期間

- ◆交付申請年度に返還した奨学金返還額(利息分を含む)の全額 ※繰上償還分は含みません

補助期間及び時期

- ◆36か月
- ◆奨学金返還期日に補助金を毎月振込

申請の流れ

定住・就業開始 → 交付申請 → 返還開始 → 補助開始 → 実績報告 → 継続申請

卒業 → 新発田市に住民登録 → ①交付申請 7月受付開始 → ②奨学金の返済 10月から開始 → ③支援金交付 (返還期日の同日に振込) → ④実績報告 (領収書確認) → ⑤継続申請 4月

新潟県 新発田市 みらい創造課

TEL.0254-28-9531

〒957-8686
新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

詳細は、新発田市ホームページで

